

苫小牧市危機管理指針

平成 21 年 6 月

苫小牧市市民生活部危機管理室

目 次

第1章 総則

第1 目的.....	2
第2 危機及び危機管理の定義	2
第3 危機の種類	2

第2章 危機管理体制

第1 基本的責務	3
第2 職員の責務	3
第3 各部局の対応	3
第4 危機管理室の責務	4
第5 危機管理マニュアル.....	4

第3章 平常時の対策

第1 事前対策	5
---------------	---

第4章 危機発生時の対応

第1 初動対応	6
第2 対策本部の設置	6
第3 緊急対策	6
第4 情報提供	7

第5章 事後対策

第1 緊急対策の収束	7
第2 復 旧	7
第3 被害者への支援	8
第4 検証と危機管理マニュアル等の見直し	8

第1章 総則

第1 目的

この指針は、苫小牧市における危機管理対応の基本的な事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を図ることにより、本市域及びその周辺において、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民の生命、身体及び財産の安全と被害を防止・軽減することを目的とします。

第2 危機及び危機管理の定義

(1) 危機

危機とは、「不特定多数の市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態」をいい、「災害対策基本法の災害」、「武力攻撃事態等及び緊急処理事態」及び「事件・事故等の緊急事態」の3種類に分類しています。

(2) 危機管理

危機管理とは、危機から市民の生命、身体及び財産を守ること、被害が生じ又は生じるおそれのある危機の発生を未然に防止すること、危機が発生した場合に迅速かつ的確に対処すること及び危機の収束後において被害等の軽減を図り市民生活を平常に回復させることをいいます。

第3 危機の種類

(1) 災害対策基本法の災害

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいいます。

(2) 武力攻撃事態等及び緊急処理事態

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第2号及び第3号に規定する「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」並びに同法第25条第1項に規定する「緊急対処事態」をいいます。これらの事態には「ゲリラ、ミサイル攻撃、大規模テロ攻撃事態」等が挙げられます。

(3) 事件・事故等の緊急事態

不特定多数の市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じるおそれがある事態並びに市民生活に多大な不安を与える事態で、新型ウイルス等の感染症、食品・食材等に起因する食中毒、環境・健康被害、衛星等飛行物体の落下予測及び市管理施設等における重大な事故事件など社会的影響の大きい事態をいいます。

第2章 危機管理体制

第1 市の責務

市は、市民の生命、身体及び財産を被害から守るため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と相互に連携・協力して、危機に対する対策を総合的に推進する責務を有します。

第2 職員の責務

職員は、平常時から危機管理に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、危機が発生した場合は危機管理マニュアルにより行動し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を有します。

第3 各部局の対応

各部局は、想定される所管の危機の発生に備え危機管理マニュアルを整備するとともに、危機が発生した場合は、危機管理室及び関連部局と連携を図り

ながら情報収集等の初動対応を行うなど危機管理マニュアルに基づき行動します。

第4 危機管理室の責務

危機の発生に備え、平常時から各部局等の危機管理マニュアルの点検、体制整備及び危機に対する具体的な対応について調査研究を行い、初動体制の確立及び危機管理意識の啓発を行います。

また、所管が不明確な危機や大規模あるいは市民に多大な不安を与える等社会的影響が大きい危機が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、初動対応を行うとともに、関係部局及び関係機関と連携を図りながら対応します。

第5 個別危機管理マニュアル

各部は、所管する危機に対応するため、危機意識の啓発及び危機管理体制の整備、危機が発生した場合の情報収集及び伝達方法、人命確保のための応急対策並びに被害者に対する事後対策について、危機の事象別に個別危機マニュアルを整備するものとします。

なお、「災害対策基本法」で規定する風水害、地震災害、台風、噴火その他の異常な自然現象及び火災、爆発、大規模事故等の災害並びに「石油コンビナート等災害防止法」に規定する危険物等の漏洩、火災、爆発等に係る危機管理対策については、「苫小牧市地域防災計画」に基づいて実施することとなります。

また、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態については、「苫小牧市国民保護計画」に基づいて実施することになります。

各部において作成する個別危機管理マニュアルは、上記以外の事件事故等

の緊急事態で市民の生命、身体、財産に影響を与え、市民に多大な不安を与える事態等に対応するための行動計画となるものです。

個別危機管理マニュアルは関連部局及び関係機関と十分協議調整を行い策定するとともに、状況の変化に対応できるよう必要な見直しを行うものとします。

なお、個別危機管理マニュアルを策定し、改正したときは、危機管理室に報告するものとします。

第3章 平常時の対策

平常時より、危機に関する各部局との連携、情報の共有化並びに危機の予防、緊急対策及び事後の対策について取り組むため「危機管理連絡調整会議」を設置します。なお、取り組む内容は次のとおりです。

- (1) 日常業務を通じ想定する危機に係る情報の収集と整理分析をします。
- (2) 想定する危機に迅速かつ的確に対応できるよう危機管理マニュアルを策定するとともに、消防等関係機関との支援連携を図ります。
- (3) 危機管理マニュアルに基づき、全職員を対象に危機管理研修や訓練等を実施し、危機管理能力の向上を図り、危機対応能力の向上に努めます。
- (4) 危機発生時の緊急対策が円滑に実施できるよう、国及び北海道等の関係行政機関、医療機関並びに公益事業者その他の関係機関との連携を図り協力体制の強化に努めます。
- (5) 危機の未然防止や被害軽減を図るため、市民及び事業者との連携を図るとともに自主防災組織や市民ボランティア団体等に対し、危機管理に関する情報を積極的に提供します。

第4章 危機発生時の対応

第1 初動対応

危機発生時には、被害の拡大を防止する上で迅速な初動体制の確立が重要であることから、危機の状況報告、情報収集及び整理分析等を行い、当該結果を危機の内容に応じて関係部局等へ連絡するなどにより情報の共有化を図ります。

第2 対策本部等の設置

危機の内容及び規模に応じて、「各部局対策会議」、「市緊急事態等対策会議」及び「市危機管理対策本部」を設置します。

(1) 各部局が所管する危機について、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、危機管理室に報告し今後の対応等について協議するとともに、必要に応じて「各部局対策会議」を設置します。

(2) 本市域において発生する危機について、主管する部局以外の複数の部局が連携して具体的な対応を協議する必要があると判断した場合は、市長を議長とした「市緊急事態等対策会議」を設置します。

なお、当該危機について市長が社会的影響が大きいものと判断した場合は、「市危機管理対策本部」へ移行します。

(3) 本市域において、発生する危機について、全庁的に情報を収集、伝達、分析及び広報し、関係機関との連携のもとに必要な対策を決定し実施する必要があると判断した場合は、市長を本部長とする「市危機管理対策本部」を設置します。

第3 緊急対策

緊急対策については、市緊急事態等対策会議及び市危機管理対策本部が決定した対応方針に基づき実施します。

なお、実施に当たっては、二次災害の防止のための措置を行うとともに災害時要援護者の安全確保等について配慮します。

第4 情報提供

危機発生時の情報の不足及び混乱から生ずる市民及び事業者の不安を軽減・解消するため、速やかに広報体制を整備し、防災行政無線、広報車、サイレン、市のホームページなどの広報媒体を活用し、広報活動を行うとともに、報道機関に積極的に情報を提供します。

第5章 事後対策

第1 緊急対策の収束

(1) 安全の確認

市緊急事態等対策会議の議長及び市危機管理対策本部の本部長は、危機に係る緊急対策が概ね完了し、危機が収束に向かうことが確認された場合、関係機関等と連携し危機発生現場周辺地域等の安全確認を行います。安全が確認されたときは、その旨を市の広報媒体等を活用し市民に周知するとともに、報道機関に情報を提供します。

(2) 対策本部の廃止

市長は、安全の確認を行い、危機による被害発生のおそれが解消したと認められるときは、危機対策本部を廃止します。

なお、武力攻撃事態等の国民保護措置に基づく対策本部は、国の指定解除通知及び国民保護計画に基づき廃止します。

第2 復旧

危機発生後の市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小化するた

め、関係機関等と相互に協力し、市民生活の早期回復と自力復興の促進に努めます。

第3 被害者への支援

関係機関等の協力を得て、被害者の心身の健康や生活相談に関する相談体制、被害者に対する支援体制の整備に努めます。

第4 検証と危機管理マニュアル等の見直し

危機が終息した後は、今後同様の危機が発生した場合の対応のため、危機の発生や被害の発生の原因解明に努めます。

また、平常時の対策、危機発生時の対応、事後対策などについて検証し、課題を整理するとともに、それに基づく再発防止策や改善策を検討します。検討の結果、必要がある場合は「指針」及び「危機管理マニュアル」の見直しを行います。